

新しくなります

国民健康保険と後期高齢者医療 制度の被保険者証

国民健康保険（国保）と後期高齢者医療制度の被保険者証（保険証）は、7月中旬に届きます。

新しい保険証は

8月1日(木)から使用できます

新しい保険証が届いたら、内容を確認してください。現在の保険証は、7月31日まで使用できます。

送付されるもの／●70歳未満で国保に加入している人…保険証
●70歳以上75歳未満で国保に加入している人…保険証兼高齢受給者証 ●75歳以上の人、または一定の障がいがあり後期高齢者医療制度に加入を希望した65歳以上の人…後期高齢者医療制度の保険証

新しい保険証の有効期限

新しい保険証の有効期限は、令和7年7月31日です。ただし、次のいずれかに該当する場合は有効期限が異なります。

○令和7年7月31日までに70歳、または75歳になる人

○国保税に滞納がある世帯保険証の交付には、税務課で納付相談が必要です

マイナ保険証を利用している人

マイナンバーカードを保険証（マイナ保険証）として利用している人は、引き続き利用できます。マイナ保険証による資格確認に対応していない医療機関では、新しい保険証が必要になるので一緒に持参してください。

紙の保険証が12月2日(月)から発行されなくなります

マイナ保険証への一本化により、従来の紙の保険証は廃止され、新規発行が終了します。廃止時点で発行済みの保険証は、有効期限まで使用できます。マイナ保険証を持っていない人が新たに国保へ加入する場合は、資格確認書が交付されます。

限度額適用認定証なども更新時期です

医療機関の窓口で提示すると自己負担限度額までの支払いになる、限度額適用認定証と限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限も7月31日です。マイナ保険証がある人は、認定証がなくても限度額を超える医療費の支払いが不要になります。

国保に加入している人

すでに認定証が交付されていて、8月1日以降も引き続き必要な人は、本人確認書類を持参し、保険年金課の窓口で更新の手続きをしてください。

※70歳未満で、国保税を滞納している人には交付されません。

※申請する直前に納めた国保税がある場合は、領収書や通帳などで納付状況を確認します。

※国保税の滞納がある場合は、マイナ保険証を提示しても、

医療機関などで限度額が適用されません。

〈後期高齢者医療制度に加入している人〉

すでに認定証が交付されていて、8月1日以降も対象の人は、保険証と一緒に新しい認定証が届くので申請は不要です。

申し込み・問い合わせ先

●国民健康保険

保険年金課国民健康保険班

☎62・5331

●後期高齢者医療制度

保険年金課高齢者医療年金班

☎62・5882

限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の対象

対 象		所得区分	交付申請できる認定証
70歳未満で国保に加入している人 ※国保税を滞納していると交付されません。		住民税課税世帯	限度額適用認定証
		住民税非課税世帯	限度額適用・標準負担額減額認定証
●70歳以上75歳未満で国保に加入している人 ●75歳以上で後期高齢者医療制度に加入している人 ●65歳以上75歳未満で一定の障がいがあり後期高齢者医療制度に加入している人	現役並みⅢ	課税所得 690万円以上	申請不要 ※保険証かマイナ保険証を提示することで、限度額までの支払いになります。
	現役並みⅡ	課税所得 380万円以上 690万円未満	限度額適用認定証
	現役並みⅠ	課税所得 145万円以上 380万円未満	
	一般	課税所得 145万円未満	申請不要 ※保険証かマイナ保険証を提示することで、限度額までの支払いになります。
	住民税非課税世帯		限度額適用・標準負担額減額認定証